

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	道路交通課			
<p>1. 要 旨</p> <p>道路運送法の改正に伴い、コミュニティバスの運賃等を定めようとする場合に必要となる「運賃協議分科会」を東大和市地域公共交通会議設置要綱に設置する一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点等</p> <p>法改正前において、ちよこバスの運賃等を定めようとする場合は、複数の運送事業者等が構成員となっている東大和市地域公共交通会議において協議を行うこととしてきた。</p> <p>このたびの法改正により、複数の運送事業者が構成員となっている地域公共交通会議において運賃等の協議を行うことは、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じかねないことから、運賃等を定めようとする運送事業者以外の運送事業者を含まない協議会を新たに設置することが必要となった。</p> <p>このことに伴い、地域公共交通会議設置要綱に「運賃協議分科会」を位置付け、当該運賃等を協議する旨の規定を追加するものである。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁の日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和5年10月1日 改正道路運送法施行</p> <p>令和6年 2月9日 東大和市地域公共交通会議において道路運送法の改正内容を説明</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>現時点において、ちよこバスの運賃改定等は予定されていない。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。